

・東京  
東京都告示第八百八十七号  
（昭和二十五年  
東京都条例第八十九  
号）  
第三条の二及び第七  
条第二号の規定に基  
づく、壁、柱、  
床その他の建築物の  
部分及び外壁開口部  
の設置につき、  
が定める構造方法に  
定めるところによる  
ものとする。  
第九十四号  
が定める構造方法に  
定めるところによる  
ものとする。  
第九十四号

東京  
都知事  
小池百合子